

道路交通法の改正により、令和 8 年 7 月 21 日から

『酒酔い運転』の要件に『数値基準』が新設されました！！

※ 自転車や特定小型原動機付自転車も対象です！！

～飲酒運転には「酒酔い運転」「酒気帯び運転」の2つの罰則～

「酒酔い運転」の要件

【改正前】

- アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態（数値基準なし）

【改正後】

- 血液 1 ミリリットル中 1.0 ミリグラム以上
呼気 1 リットル 中 0.5 ミリグラム以上 のアルコールを身体に保有
または

「数値基準」を設けて明確化

- アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態

※ 数値基準未満でも、「アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態」と認定されれば「酒酔い運転」となります。

罰則：5 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金 行政処分：基礎点数 35 点、免許取消し

「酒気帯び運転」の要件

- 呼気 1 リットル中 0.15 ミリグラム以上 ※変更なし

～危険運転致死傷罪も改正～

「飲酒運転」

【現行】

アルコールの影響で正常な運転が困難

【追加要件】

血液 1 ミリリットル中 1.0 ミリグラム以上または
呼気 1 リットル中 0.5 ミリグラム以上のアルコールを身体に保有

罰則・処分

人を負傷させた場合

15 年以下の拘禁刑

行政処分点数：45～55 点

人を死亡させた場合

1 年以上の有期拘禁刑

行政処分点数：62 点

「高速度運転」

【新設】

最高速度が 60km/h 以下の道路 ⇒ 最高速度を時速 50 キロ超過
最高速度が 60km/h を超える道路⇒ 最高速度を時速 60 キロ超過

「ドリフト走行」

【新設】

殊更にタイヤを滑らせ、または浮かせることにより、進行制御困難な状態にさせる運転

京都府警察